

輸出者等概要の記入要領について

この「輸出者等概要」には、各記入項目に沿った時点における状況をご記入ください。

なお、エクセル・ワークシートが「輸出者等概要」で2つのシート(輸出者等概要(1頁)、輸出者等概要(2頁))に分かれていますので、ご注意ください。

また、3シート目が「自己管理チェックリスト」になっています。

令和4年5月1日付け「輸出管理内部規程の届出等について」の通達改正において、シート1頁に「なお、本記載内容は事実と相違ないことを確認しました」を追記しましたので、その趣旨を十分ご理解の上、改めて記載した後に再度内容等についてご確認ください。

1. 「輸出管理内部規程受理番号」の欄

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室が発行した輸出管理内部規程受理票に記載されている受理番号を記入してください。

2. 「連絡担当者」の欄

経済産業省と貴法人の連絡窓口となっている者の、所属、役職、氏名、e メールアドレス及びTEL 番号をそれぞれ記入してください。

連絡担当者が提出者の本社・本部等と異なる所在地の場合には、その住所及び郵便番号を記入してください。

※なお、経済産業省安全保障貿易検査官室では、制度改正や説明会等の安全保障貿易管理に係る最新情報を随時、この欄に記載のe メールアドレスあてに送信することとしています。上記の連絡窓口となっている者以外のe メールアドレスを記載いただくことも可能ですが、その場合でも上記の連絡窓口となっている者も組織内で情報を共有できる体制としていただけるようお願いいたします。

また、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」提出後、受信先を本欄記載のe メールアドレスから変更する場合は経済産業省安全保障貿易検査官室まで御連絡をお願いいたします。

3. 「設立年・資本金又は出資総額・従業員」の欄

連結決算を行っている輸出者等であっても、貴法人単独の状況を記入してください。

4. 「輸出管理の最高責任者(輸出者等遵守基準における「統括責任者」に相当)」の欄

輸出管理内部規程に規定する輸出管理組織における最高責任者(輸出者等遵守基準における「統括責任者」に相当)の役職及び氏名を記入してください。

5. 「取引の最終判断権者」の欄

輸出等取引を行うにあたり、その取引審査の最終判断を行う責任者の所属・役職及び氏名を記入してください。なお、貨物等の種類や仕向地・提供地によって、最終判断権者が異なる場合には、自己管理チェックリスト2-1(1)の備考欄にその旨を記入するか、又はその状況が分かるよう別紙(様式自由)を添付してください

6. 「該非判定の責任者(輸出者等遵守基準における「該非確認責任者」に相当)」の欄

リスト規制貨物等に該当するかどうかの確認を行う責任者の所属・役職及び氏名を記入してください。該非判定の責任者(輸出者等遵守基準における「該非確認責任者」に相当)が1名の場合には上欄に複数名いる場合には2名まで併記し、それ以上いる場合には下欄の右側に「他〇名」と記入してください。

7. 「輸出管理に従事する者の総数」の欄

輸出管理統括部門等の輸出管理組織(組織を設けていない場合は管理者)として輸出管理に直接従事する者(兼任を含むものとし最高責任者を除く。)の人数を記入してください。また、その総数のうち、専ら輸出管理に従事する者の人数を「(うち専任 名)」の欄に記入してください。

8. 「教育の実施状況」の欄

直近の事業年度(1年間)での輸出管理に関する教育・研修の実施回数を記入してください。原則として、輸出者等が自ら実施した教育・研修を対象とし、経済産業省が実施している説明会への参加は含みません。

9. 「監査の実施状況」の欄

直近の事業年度(1年間)での輸出管理に関する監査の実施回数を記入してください。また、下欄には「監査の対象とした期間」を記入してください。なお、監査を実施した月日をチェックリスト4-1(1)備考欄の取組状況に記載するようにしてください。

複数の部門が輸出管理に関連する業務を担当している場合には、直近の事業年度で全ての関連部門に対して監査を実施している場合「1回」と記入してください。これ以外の一部の部門だけ実施している場合には「0回」と記入してください。

※リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器補完的規制貨物等を扱うすべての輸出関連部門(輸出管理部門含む)をそれぞれ直近事業年度内に1回監査した場合に1回と記入してください。

※一部の部門だけ実施しているため「0回」と記入した場合には、実際の実施状況を自己管理チェックリストの監査体制4-1(1)の備考欄にその実施内容を具体的に記入してください。

10. 「包括許可証の取得有無及び輸出等件数(直近の事業年度)」の欄

(1) 許可種別及び取得の有無は、包括許可の種別毎に直近の事業年度に包括許可証を保有している場合には「有」、保有していない場合には「無」を必ずプルダウンから選んでください。なお、特別一般包括を取得している方は許可番号を記載してください(入力した番号が記入欄内に表記できませんがそのままにしてください)。また、従来包括許可を保有していたものの、直近の事業年度の途中で有効期限が到来し、包括許可の更新をしなかった場合など、包括許可の取得・更新で特段の事情がある場合には、自己管理チェックリストの最後の「その他特記事項があれば記入すること。」の欄に適宜、補足説明を記入してください。

(2) 有効期限は、現に保有している包括許可証の有効期限を記入してください。

(3) 件数は、直近の事業年度にその保有している包括許可証を適用し、貨物の輸出又は技術の提供を行った件数をそれぞれ記入してください。なお、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証で貨物とプログラムを併せて輸出した場合は、「10. 包括許可証の取得有無及び輸出等件数」の件数に併せて輸出した件数を記載してください。(例: 貨物1件、プログラム1件の「2

件」ではなく、併せて「1件」と記載。）

また、計上が困難な場合は契約件数でも構いませんが、その場合には契約件数である旨明記してください。

- (4) 件数のうち、特別一般包括輸出許可及び特別一般役務包括許可については、(注6)に従って、返送に係る輸出等を除いた件数を記入してください。なお、返送に係る輸出等については、別途定めている「別添」の様式を用いてGL提出時に併せて報告してください。

1 1. 「輸出状況等」の欄

- (1) 総売上額又は総収入額は、直近の事業年度に係る貴法人(連結ベースではなく、単独ベース)の決算書等にある売上額又は収入額を記入してください。
- (2) 貨物の輸出額は、直接輸出(貴法人自身が輸出者等になっているもの)か間接輸出(貴法人から国内商社等に販売し、当該商社等が輸出者等になる場合など)か、仲介貿易取引か、規制対象貨物かそうでないかを問わず、輸出されたことが明らかになっている貨物の額を記入してください。
- なお、技術の提供の対価については算定の必要はありません。
- (3) 直接輸出額は、貴法人が輸出者となって行った輸出額を記入してください。
- (4) 輸出額のうち、リスト規制貨物の額は、輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1の1～15項の中欄に掲げる貨物を輸出した額(貴法人が直接輸出を行った額)を記入してください。
- ※「1 1. 輸出状況等」及び「1 2. 国別輸出等」の金額を記入する欄については、四捨五入して百万円未満となる場合には、小数点で例えば「0.3百万円」のように表記してください。また、実績がない場合には「-」を記入してください。

1 2. 「国別輸出等」の欄

- (1) この欄は、前記1 1.のうち、直接輸出額の内訳として記入してください。
- (2) 上位3ヶ国は、下記(※)の国を除いた国又は地域のうち、輸出額の多い順に3つ記入してください。なお、技術の提供に関する記入をする場合には、対価の有無にかかわらず、金額は「-」を記入してください。
- (※)アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国(→ [輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域](#))
- (3) 別表第4は、イラン、イラク、北朝鮮の3ヶ国向けに輸出した額をそれぞれ記入してください。

1 3. 「主要なリスト規制貨物・技術(1～15項に該当)仕向地及び海外主要取引先(直近の事業年度)」の欄

- (1) 直接輸出のうち、直近の事業年度で取扱い実績のあるリスト規制貨物等(輸出令別表第1の1～15項の中欄に掲げる貨物又は外国為替令(以下「外為令」という。)別表の1～15項の中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。)のうち、主な貨物又は技術を8つまで記入してください。包括許可以外で輸出した場合(個別許可、特例適用、間接輸出)も記載してください。

なお、輸出令別表第1又は外為令別表のそれぞれの1～4項の中欄に掲げる貨物又は技術を優先して記入してください。

また、間接輸出(貴法人から国内商社等に販売し、当該商社等が輸出者等になる場合など)のみ

を行っている貨物がある場合には、「項番」、「省令番号」、「リスト規制貨物・技術の名称」のみ、記入してください。

- (2) 項番は、当該リスト規制貨物等の該当する輸出令別表第1又は外為令別表の項番を記入してください。なお、外為令別表の項番の場合には「外」と項番を記入してください。
- (3) 省令番号は、「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(貨物等省令)の条項等を記入してください。
- (4) リスト規制貨物・技術の名称は、取り扱った主要な貨物又は技術の一般的な名称及び製品名等を記入してください。
- (5) 比率は、左に記入したリスト規制貨物の額が上記11.で記入した「直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2)の何%を占めるか記入してください。小数点第1位を四捨五入し、整数(%)で記入することでも構いません。
- (6) 製品・技術は、貴法人のものであれば「自社」に、外部から購入したのであれば「購入」のいずれかを選んでください。
- (7) 仕向地は、複数国を記入することでも構いません(複数国を記入した場合の文字の極小化についてはそのままにしてください)。
- (8) 需要者又は輸入者は、原則として需要者とし、需要者が判明していない場合には輸入者としてください。貴法人の現地法人の場合には、「現地法人」を選び、それ以外の場合には、「その他」を選んでください。
- (9) 取引形態等は、その輸出等をした貨物等の主要な取引先における取引形態について、在庫販売、受注販売、又は返品修理等の該当する取引を選んでください。

14. 「輸出貿易管理令の別表第4に掲げる3ヶ国向け輸出等における主な商社等名(直近の5事業年度)」の欄

イラン、イラク、又は北朝鮮の3ヶ国を仕向地とする輸出等であって、自社以外の商社等(外国企業を含む。)を通じた実績が直近の5事業年度にある場合には、仕向地、取引先商社等名及び輸出等をした時期(年月)を記入してください。なお、この欄に書ききれない場合には、これらの項目を記載した別紙(様式自由)を添付してください。また、同一案件が複数ある場合には、「時期」の欄には、直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供は別紙に記載してください。

15. 「外国ユーザーリスト掲載需要者への輸出等の状況(直近の5事業年度)」の欄

経済産業省が公表している外国ユーザーリスト掲載企業等への輸出等が直近の5事業年度にある場合は、仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出した貨物・提供した技術の名称及び輸出等をした時期(年月)を記入してください。なお、この欄に書ききれない場合には、これらの項目を記載した別紙(様式自由)を添付してください。また、同一案件が複数ある場合には、「時期」の欄には、直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供は別紙に記載してください。